

# 役員退職金規程

最終改正 平成22年3月31日 21規程第17号

(総 則)

第1条 財団法人日本分析センターの役員（非常勤役員を除く。）に対する退職金の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職金の額)

第2条 役員が退職した場合においては、在職期間1カ月につき、その者の退職時における本給月額に100分の12.5を乗じて得た額に相当する金額以内の金額を退職金として支給する。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間の月数の計算については、選任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1カ月に満たない端数を生じたときは、1カ月とする。

第4条 役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員に選任されたときは、その者の退職金の支給に関しては引き続き在職したものとみなす。

2. 役員が任期満了の日以前において役職を異にする役員に選任されたときは、その者の退職金の支給に関しては、その選任の日の前日に退職したものとみなす。

(端数の処理)

第5条 この規程の定めるところによる退職金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

附 則 (昭和51年4月21日51達第5号)

1. この規程は、昭和49年4月21日から施行し、昭和49年5月1日から適用する。
2. この規程の制定の日前の、制定の日に在職する役職と異なる役職の役員の在職期間は、制定の日に在職する役職の役員の在職期間とみなす。

附 則 (昭和54年1月9日53達第3号)

1. この規程は、昭和54年1月9日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。
2. 昭和53年4月1日（以下「適用日」という。）の前日に現に在職する役員が適用日以降に退職した場合における退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず次により計算した額とする。

ただし、適用日の前日の俸給月額に任命の日から退職の日までの在職期間1カ月につき100分の45以内の割合を乗じて得た額が次により計算した額を上回る場合は、当該上回る額とすることができる。

昭和53年4月1日の前日以前から引き続き在職している者にあつては、当該退職の日における俸給月額に任命の日から適用日の前日までの在職期間1カ月につき100分

の45以内の割合を乗じて得た額と当該退職の日における俸給月額に適用日から退職の日までの在職期間1カ月につき100分の36以内の割合を乗じて得た額との合計額。

3. 前項の場合において在職期間の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1カ月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1カ月とする。

ただし、在職期間の合計月数が第3条の規定により計算した在職月数をこえるときは、端数の少ない在職月数から1カ月を減ずるものとし、この場合において端数が等しい場合には後の在職月数から1カ月を減ずるものとする。

附 則 （平成14年9月3日14規程第3号）

1. この規程は、平成14年9月3日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
2. 平成14年4月1日（以下「適用日」という。）の前日に現に在職する役員が適用日以降に退職した場合における退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず次により計算した額とする。

平成14年4月1日の前日以前から引き続き在職している者にあつては、当該退職の日における俸給月額に任命の日から適用日の前日までの在職期間1カ月につき100分の36以内の割合を乗じて得た額と当該退職の日における俸給月額に適用日から退職の日までの在職期間1カ月につき100分の28以内の割合を乗じて得た額との合計額。

3. 前項の場合において在職期間の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1カ月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1カ月とする。

ただし、在職期間の合計月数が第3条の規定により計算した在職月数をこえるときは、端数の少ない在職月数から1カ月を減ずるものとし、この場合において端数が等しい場合には後の在職月数から1カ月を減ずるものとする。

附 則 （平成22年3月31日21規程第17号）

1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。
2. 平成22年4月1日（以下「適用日」という。）の前日に現に在職する役員が適用日以降に退職した場合における退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず次により計算した額とする。

平成22年4月1日の前日以前から引き続き在職している者にあつては、当該退職の日における俸給月額に任命の日から適用日の前日までの在職期間1カ月につき100分の28以内の割合を乗じて得た額と当該退職の日における俸給月額に適用日から退職の日までの在職期間1カ月につき100分の12.5以内の割合を乗じて得た額との合計額。

3. 前項の場合において在職期間の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1カ月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1カ月とする。

ただし、在職期間の合計月数が第3条の規定により計算した在職月数をこえるときは、端数の少ない在職月数から1カ月を減ずるものとし、この場合において端数が等しい場合には後の在職月数から1カ月を減ずるものとする。